

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
奈賀 卓司	鳥国医第四、五三三三号	平成四年六月十日
大谷 みずえ	鳥国薬第八一二号	平成四年六月十二日

鳥取県告示第六百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 河原 健治 鳥取市本高八五
- “ 松村 美親 鳥取市本高一七四
- “ 山本 伊太郎 鳥取市本高一八〇
- “ 小山 和夫 鳥取市本高一四三一
- “ 懸樋 勝雄 鳥取市本高九三
- “ 懸樋 幸雄 鳥取市本高一六七

監事 河原 正彰 鳥取市本高三七三二

“ 河原 信則 鳥取市本高一八一

“ 松本 嘉宏 鳥取市本高一六六

“ 高本 栄 鳥取市本高三四七

平成四年六月九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 河原 健治 鳥取市本高八五

“ 山本 伊太郎 鳥取市本高一八〇

“ 小山 和夫 鳥取市本高一四三一

“ 松本 嘉宏 鳥取市本高一六六

“ 松尾 敏行 鳥取市本高一四六

“ 懸樋 広蔵 鳥取市本高八〇一三

監事 河原 正彰 鳥取市本高三七三二

“ 高本 栄 鳥取市本高三四七

“ 懸樋 勝雄 鳥取市本高九三

“ 松本 靖人 鳥取市本高八一三

平成四年六月十日就任 任期二年

鳥取県告示第六百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、八頭中央土地改良区の定款の変更を平成四年七月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十号

米川土地改良区が行う土地改良事業（非補助事業米子市中海干拓地地区維持管理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年七月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、庄内土地改良区が行う土地改良事業（土地改良施設維持管理事業庄内地区維持管理）に係る土地改良事業計画の変更を平成四年七月八日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、次の調査を平成四年七月八日国土調査として指定したので、同法第五項の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積（平方キロメートル）
気高町	気高郡気高町大字宝木の 一部	平成六年三月 三十一日まで	〇・二一

鳥取県告示第六百十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字五輪峠山五七八の一・字井手ノ谷山五九三
・字大平ル六〇七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び西
伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字東五七の四一・五七の四二（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字法万字小松原坂ノ下モ一〇八五の一・一〇八五の三
（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年一月十七日 鳥取県指令受鳥土維第七百一十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩吉字東上美田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府高槻市城南町一丁目一九一—三

有限会社八千代産業

代表取締役 村川道夫

鳥取県告示第六百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年六月二十二日 鳥取県指令受鳥土維第六百六十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町分上一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字奥谷一四九

桑原 暁

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年七月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松田喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	玉将百番	豊丸産業株式会社
〃	サムタイム2	〃
〃	キューティーン7	株式会社三洋物産
〃	ロータリーX	〃
〃	ユニオンジャックS8	株式会社三屋
〃	宝島	京楽産業株式会社
〃	パイビジョンI	株式会社三共
〃	グランプリナムDII	株式会社大同

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価 一部一箇月二千円(送料を含む。)】